

第 1 回

枕崎市地域公共交通活性化協議会

資 料

【設立趣旨】

枕崎市における65歳以上の老年人口割合は、36.3%（平成27年国調）に達し、県平均（29.4%）、全国平均（26.6%）と比較しても高齢化が進行しており、特に市内周辺部の農村地域や中山間地域においては、より一層高齢化が進んでいます。

また、地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりのためには「移動」は欠かせない存在ですが、人口減少による公共交通利用者の減少や全国的な運転手不足の深刻化等により、公共交通の維持は容易ではなくなってきています。

このことから、公共交通に頼らざるを得ない高齢者などの交通手段の確保や、公共交通機関の空白地域などでの交通手段の確保は、今後さらに深刻な問題となっていくことが予想されます。

一方で、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらします。

こうした状況を踏まえ、本市の交通政策に関わる課題の解決に向け、地域公共交通のマスタープランとなる「**地域公共交通計画**」(*)を策定し、まちづくりと連動した持続可能な運送サービスの提供に取り組んでいくため、本協議会を設立するものです。

※「地域公共交通計画」とは

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地方公共団体が中心となって交通事業者や地域の関係者等との協議を重ね、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする、地域公共交通の「基本計画」として策定します。

まちづくりと連携しつつ、将来にわたり持続可能な公共交通の実現を目指し、既存の公共交通サービスや多様な輸送資源を最大限活用しながら、地域の移動ニーズに対応していくための取組を盛り込んでいきます。

枕崎市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第1条 枕崎市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置し、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に定める地域公共交通会議を兼ねるものとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。）第6条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関する事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等（自家用有償旅客運送を含む。）の旅客輸送の確保、旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号。以下「補助要綱」という。）第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）の策定及び実施に関する事項

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、枕崎市千代田町27番地に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 活性化・再生法に基づく交通計画、補助要綱に基づく確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 活性化・再生法に基づく交通計画、補助要綱に基づく確保維持改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 活性化・再生法に基づく交通計画、補助要綱に基づく確保維持改善計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 運送法に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等の態様及び運賃・料金等に関する事項（自家用有償旅客運送を含む。）
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

（協議会の委員）

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 枕崎市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 鉄道事業者

- (5) 公益社団法人鹿児島県バス協会の代表者又はその指名する者
 - (6) 一般社団法人鹿児島県タクシー協会の代表者はその指名する者
 - (7) 住民又は利用者を代表する者
 - (8) 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者
 - (9) 一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
 - (10) 道路管理者又はその指名する者
 - (11) 枕崎警察署長又はその指名する者
 - (12) 鹿児島県知事又はその指名する者
 - (13) 枕崎市内において自家有償旅客運送（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）を実施している特定非営利活動法人等の運送団体
 - (14) 学識経験を有する者その他協議会の運営上必要と認める者
- 2 前項に規定する委員又は第 12 条に規定する事務局から、前項に規定する委員以外の者が協議会の運営に必要な申し出があった場合には、協議会での決議の上でその者をオブザーバーとして招致することができるものとする。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（役員）

第 6 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監事 2 名

- 2 会長は、枕崎市長又はその指名する者をもって充てる。

- 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

（役員の仕事）

第 7 条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、出納監査を行い、その結果を会長に報告する。

（協議会の運営）

第 8 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円

滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 会長が緊急の決定を要する事案について会議を招集する時間的な余裕がないと認めるときは、第3項の議決は、委員の書面による賛否の結果をもってこれに代えることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(連絡・通報窓口)

第9条 地域公共交通に関する相談、苦情その他の事項に対応するため、連絡・通報窓口を枕崎市企画調整課に置く。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員はその結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について、地域の取組、又は専門的な調査、検討を行うため、協議会に分科会を置くことができるものとする。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会における事務全般を所掌するため、協議会に事務局を置き、枕崎市企画調整課が担当する。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(会計)

第13条 協議会の収入及び支出に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 協議会は、会議に出席した委員等に報酬及び費用の弁償を支給することができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額は、枕崎市報酬及び費用弁償条例に準じるものとする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年 月 日から施行する。

別紙（第4条関係）

No.	所 属	職 名	委員区分	備 考
1	枕崎市	枕崎市長	第1号委員	会 長
2	鹿児島交通株式会社	乗合営業部長	第2号委員	
3	有限会社さくら交通	代表取締役	第3号委員	
4	有限会社グリーンタクシー 光タクシー株式会社	代表取締役	第3号委員	
5	九州旅客鉄道株式会社 鹿児島支社	副支社長	第4号委員	
6	公益社団法人 鹿児島県バス協会	専務理事	第5号委員	
7	一般社団法人 鹿児島県タクシー協会	専務理事	第6号委員	
8	枕崎市社会福祉協議会	会長	第7号委員	
9	枕崎市自治公民館連絡協議会	会長	第7号委員	
10	枕崎校区自治公民館連絡協議会	会長	第7号委員	
11	立神校区自治公民館連絡協議会	会長	第7号委員	
12	桜山校区自治公民館連絡協議会	会長	第7号委員	
13	金山校区自治公民館連絡協議会	会長	第7号委員	
14	別府校区自治公民館連絡協議会	会長	第7号委員	
15	枕崎市老人クラブ連合会	会長	第7号委員	
16	枕崎市身体障害者福祉協会	会長	第7号委員	
17	九州運輸局 鹿児島運輸支局	首席運輸企画専門官	第8号委員	
18	九州運輸局 鹿児島運輸支局	首席運輸企画専門官	第8号委員	
19	私鉄鹿児島交通労働組合	執行委員長	第9号委員	
20	九州地方整備局 鹿児島国道事務所	指宿維持出張所長	第10号委員	
21	鹿児島県 南薩地域振興局	建設総務課長	第10号委員	
22	枕崎市建設課	建設課長	第10号委員	
23	枕崎警察署	交通課長	第11号委員	
24	鹿児島県総合政策部交通政策課	陸上交通係長	第12号委員	
25	枕崎商工会議所	専務理事	第14号委員	
26	枕崎市観光協会	会長	第14号委員	
27	枕崎市福祉課	福祉課長	第14号委員	
28	枕崎市教育委員会	教育総務課長	第14号委員	

枕崎市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、枕崎市地域公共交通活性化協議会規約第 12 条の規定に基づき、枕崎市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （１）協議会の会議に関すること。
- （２）協議会の資料作成に関すること。
- （３）協議会の庶務に関すること。
- （４）前 3 号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（事務局職員）

第 3 条 事務局に、事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、枕崎市企画調整課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、枕崎市企画調整課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- （１）事務局の運営に関すること。
- （２）物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。
- （３）物品及び現金の出納に関すること。
- （４）前 3 号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、枕崎市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第 6 条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、寸法、形状、書体、個数、使用区分及び管理者は別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、枕崎市において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	寸法 (ミリメートル)	形状	書体	個数	使用区分	管理者	
枕崎市 地域公共交通 活性化協議会 会長之印	24×24	<table border="1"><tr><td>枕 崎 市 地 域 公 共 交 通 活 性 化 協 議 会 会 長 之 印</td></tr></table>	枕 崎 市 地 域 公 共 交 通 活 性 化 協 議 会 会 長 之 印	れい書体	1	会長名を もって発 する文書	事務局長
枕 崎 市 地 域 公 共 交 通 活 性 化 協 議 会 会 長 之 印							

枕崎市地域公共交通活性化協議会に係る会計事務取扱規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は、枕崎市地域公共交通活性化協議会規約第 13 条の規定に基づき、枕崎市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に係る会計事務に関し必要な事項を定め、適切な事務処理を図ることを目的とする。

（予算）

第 2 条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって収入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって支出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、年度開始前に協議会において承認を得るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

4 会長は、第 2 項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに枕崎市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第 4 項の規定を準用する。

（予算の流用及び予備費の充用）

第 4 条 支出予算の流用及び予備費の充用は、枕崎市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により支出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次回の協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第 5 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第6条 会長は、協議会事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、枕崎市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、延滞なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに枕崎市長に送付しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第9条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年 月 日から施行する。

(令和3年度予算の特例)

2 令和3年度の協議会の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」に、読み替えるものとする。

令和3年度 収入支出予算(案)

【収入】

(単位:円)

科 目	令 和 3 年 度	前 年 度	比 較 増 減	説 明
負 担 金	5,369,320	-	-	枕崎市
補 助 金	2,818,000	-	-	国庫補助金
繰 越 金	0	-	-	
諸 収 入	0	-	-	
計	8,187,320	-	-	

【支出】

(単位:円)

科 目	令 和 3 年 度	前 年 度	比 較 増 減	説 明
運 営 費	344,320	-	-	
会 議 費	310,000	-	-	
報 酬	176,800	-	-	委員報酬
費 用 弁 償	65,200	-	-	委員旅費
使 用 料 及 び 賃 借 料	68,000	-	-	会議室使用料
事 務 費	34,320	-	-	
需 用 費	24,200	-	-	消耗品代
役 務 費	10,120	-	-	切手代等
事 業 費	7,843,000	-	-	
事 業 費	7,843,000	-	-	
委 託 料	7,843,000	-	-	調査事業委託
予 備 費	0	-	-	
予 備 費	0	-	-	
予 備 費	0	-	-	
計	8,187,320	-	-	

令和3年度事業計画（案）

1. 事業内容 枕崎市地域公共交通計画の策定

実施項目	実施内容
1. 法改正, 関連事業等の整理	「地域公共交通計画」を検討する上での, 改正ポイント, 計画策定後に活用できる補助事業メニューを整理し, 本市で活用する事業内容を確認する上での基礎資料とする。また, 全国で行われている最新モビリティサービス導入事例, 最新技術の整理を行う。
2. 地域概況に関する整理	既存資料の収集・整理から, 本市の地理的条件や道路網の状況, 人口分布, 施設立地（病院・公共施設・商業施設等）など地域特性を把握し整理する。
3. 地域交通に関する実態, ニーズ把握調査	地域住民を対象としたアンケート調査により, 住民の移動先, 時間帯, 手段などを網羅的に把握し, 地域全体の移動需要を整理する。また, 潜在的な公共交通利用の可能性のある住民及び交通事業関係者に個別ヒアリングを実施する。
4. 地域公共交通計画（案）の策定	現況調査及び住民ニーズ把握調査などの結果をもとに, 持続可能な公共交通計画の策定にあたっての問題点や課題を整理し, 上位計画や関連計画を踏まえつつ, 地域にとって望ましい公共交通計画のあり方についての基本方針をまとめる。 また, 基本方針に沿って, 持続可能な公共交通計画の策定に向けた目標, 事業の実施主体, スケジュール等を具体的に反映させた計画を取りまとめる。
5. 協議会の開催	計画策定に向けた調査内容や, 調査結果を受けて今後の交通体系のあり方について議論するための地域公共交通会議を開催する。

2. スケジュール

実施項目	4月	9月	12月	3月
1. 法改正, 関連事業等の整理	↔			
2. 地域概況に関する整理	↔			
3. 地域交通に関する実態, ニーズ把握調査	←————→			
4. 地域公共交通計画（案）の策定	—————↔————→			
5. 協議会の開催	↔	↔	↔	↔